第３　退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

１　提出する必要がある方

法人の役員に対して平成 30 年中に退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含みます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った方です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

平成 30 年中に支払が確定した、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等

（注）１　特定役員（役員等勤続年数が５年以下である方）に該当する場合であっても、上記の法人の役員に該当しない場合は、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署や市区町村へ提出する必要はありません。

２　「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

２　各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
①　支払を受ける者	**【個人番号】欄** 受給者のマイナンバーを記載してください。 （注）受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 **【住所又は居所】欄** 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。 **【平成 30 年１月１日の住所】欄** 平成 30 年１月１日現在の住所を記載してください。 **【氏名】欄** 役職名は、退職時の役職名を記載してください。
②　区分	**【上段】** 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、平成 30 年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。 **【中段】** 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、平成 30 年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。 **【下段】** 受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため、100 分の 20.42 の税率を適用して所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する場合に使用します。
③　支払金額	平成 30 年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払となっている金額を内書きしてください。
④　源泉徴収税額	平成 30 年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（上の③に対応する税額）を記載してください。
⑤　特別徴収税額	平成 30 年中に特別徴収すべき地方税の税額（上の③に対応する税額）を記載してください。
⑥　退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
⑦　勤続年数	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。 （注）勤続年数に１年未満の端数が生じたときは、これを１年として計算します。
⑧　（摘要）	(1) ⑦勤続年数で記載した勤続年数の計算の基礎を記載してください。 (2) 自己が支払う退職手当等又は下記(3)の他の退職手当等の金額に特定役員退職手当等の金額が含まれる場合にはその金額、勤続年数及びその計算の基礎を記載してください。 （注）１　特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が５年以下である方が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。 ２　特定役員退職手当等と一般退職手当等（特定役員退職手当等以外の退職手当）の両方が支給され、かつ、それぞれの勤務期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数も記載してください。 (3) 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に平成 30 年中に支払を受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払を受けた他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払を受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税の合計額）及び特別徴収税額を記載してください。 (4) 次の（イ）又は（ロ）に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 （イ）平成 29 年以前に、支払者のもとにおいて勤務しなかった期間に他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 （ロ）平成 29 年以前に、受給者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 （注）１　(4)の(イ)又は(ロ)の「前に支払を受けた退職手当等」に特定役員退職手当が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続年数のうち特定役員等勤続期間、特定役員退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 ２　特定役員等勤続期間とは、特定役員退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第１項第１号及び第３号の規定により計算した期間をいいます。 (5) 平成 30 年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成 26 年から平成 29 年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合（前記(4)に該当するときを除く。）には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 （注）平成 30 年中に支払を受けた退職手当等に特定役員退職手当等が含まれる場合で、その特定役員等勤続期間が平成 26 年から平成 29 年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合には、その重複している期間、特定役員等退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 (6) 障害者となったため退職したことにより 100 万円を加算した額の控除を受けた方については、(障)の表示をしてください。
⑨　支払者	退職手当等を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 （注）受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

３　その他の注意事項

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式です。
税務署や市区町村への提出に当たっての注意事項は次のとおりです。

	「退職所得の源泉徴収票」	「退職所得の特別徴収票」
提出範囲	19ページ「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲」を参照	
提出先	退職手当等の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署	受給者の平成 30 年１月１日現在の住所地の市区町村
提出期限	退職後１か月以内（※１）	
提出部数	１部（※２）	１部（※２）
受給者への交付	「提出範囲」にかかわらず、退職後１か月以内に全ての受給者に交付（※３）	

※１　「退職所得の源泉徴収票」については、平成 30 年中に退職した受給者分を取りまとめて平成 31 年１月 31 日までに提出しても差し支えありません。

※２　「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署及び市区町村に提出する場合は、受給者交付分も含めて３枚作成していただく必要があります。また、税務署や市区町村に提出する必要のない場合は、１枚だけ作成し受給者に交付してください。
（注）非居住者の方に退職手当等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、36 ページ 非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について を参照してください。

※３　「退職所得の源泉徴収票」及び「退職所得の特別徴収票」をそれぞれに作成している場合、特別徴収税額が課されない受給者に対しては、その方からの請求がなければ、「退職所得の特別徴収票」を交付することを要しません。

（注）「退職所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、36 ページ 給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について を参照してください。

記載例１　他から退職手当等の支払を受けていない場合

平成 30 年分　退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸３－３－２
	平成 30 年１月１日の住所	同　上
	フリガナ（コクゼイ　ジロウ） 氏名	（役職名）専務　国税　二郎

区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額 市町村民税	特別徴収税額 道府県民税
所得税法第 201 条第１項第１号並びに地方税法第 50 条の６第１項第１号及び第 328 条の６第１項第１号適用分	10,000,000	51,050	60,000	40,000
所得税法第 201 条第１項第２号並びに地方税法第 50 条の６第１項第２号及び第 328 条の６第１項第２号適用分				
所得税法第 201 条第３項並びに地方税法第 50 条の６第２項及び第 328 条の６第２項適用分				

退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日
800万円	20年	平成 11 年４月１日	平成 30 年 12 月 20 日

（摘要）

支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7
	住所（居所）又は所在地	名古屋市東区主税町３－１８
	氏名又は名称	○○商事　株式会社　（電話）０５２－××××－××××

（注）１　この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している方の例です。

２　この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載に当たっては、「平成 30 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を記載してください。

記載例２　同じ年に、一の勤務先から使用人としての退職金と役員退職金を受給している場合

（例）

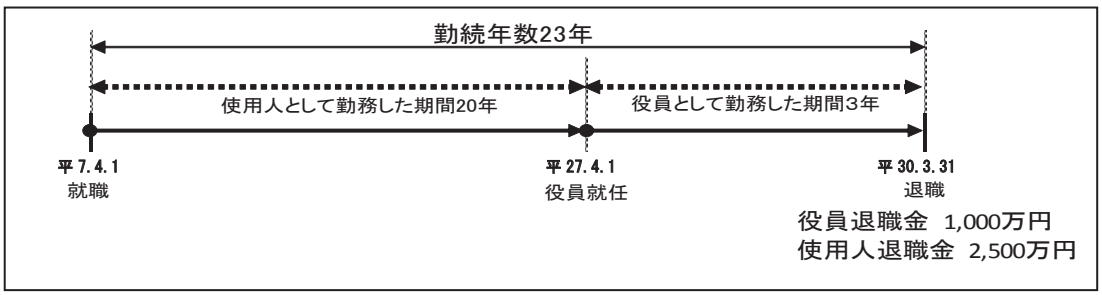

（ポイント）

- 役員として勤務した期間は平 27.4.1 から平 30.3.31 までの３年間であるため、役員等勤続年数は５年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金（1,000 万円）は特定役員退職手当等に該当します。
- 使用人退職金（2,500 万円）は一般退職手当等に該当します。

（退職所得控除額等の金額の計算）

退職手当等　　3,500 万円（一般退職手当等　2,500 万円、特定役員退職手当等　1,000 万円）

勤続年数　　23 年（内特定役員等勤続年数　３年）

退職所得控除額　1,010 万円（一般退職所得控除額　890 万円、特定役員退職所得控除額　120 万円）

源泉徴収税額　4,109,014 円

特別徴収税額　（市町村民税 1,011,000 円、道府県民税 674,000 円）

【記載例】

平成 30 年分　退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

| | | |